

監査公表第 704 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市監査委員 小 林 正 明

同 山 岸 隆 行

同 西 村 京 三

同 海 沼 芳 晴

1 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 693 号）

（市税に係る軽減措置－1）

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (2) 市税条例施行細則による課税免除 ① 第1号「本市の区域内の一部の地域において専ら直接当該地域の公共の用に供される集会所又は公会堂その他の建物及びその敷地」 【指摘事項】 課税免除によるべきか、施設名及び利用条件等の問い合わせ先を公表する補助金によるべきかを検討されたい。

講 じ た 措 置
<p>監査結果においては、「公共の用に供される」との要件に該当するためには、「不特定多数の者に利用されている」ことが必要であり、その前提として、「課税免除されている施設であることを市民に公表、周知することが不特定多数の者の利用に貢献する」とされている。</p> <p>しかし、地域の公共の用に供される集会所等については、当該地域内の住民に周知、供用されていれば足りるものであり、周知についても、これを所有している者など当該集会所自体が行うべきものである。</p> <p>また、補助金によった場合には、個々の施設について、都度申請の手続が必要となり、審査を行うこととなるため、市民と行政双方にとって新たな負担やコストが生じる。</p> <p>これらのことを考慮して検討すると、施設名及び利用条件等の問合せ先を公表することを目的として補助金による必要があるとまではいえないため、引き続き課税免除によるものとし、その適用に当たっては適正・厳格に対応していく。</p> <p>なお、補助金であっても、公表は事後的に行われるものであり、補助金によったとしても、要件の判断に影響を及ぼすことはない。</p>

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (6) 市税条例施行細則による減免 ① 市税条例施行細則第4条の6第1号の減免 【指摘事項】 本号の減免は、実質的には減免ではなく、不均一課税となっている。 不均一課税であれば、条例で定めることを検討されたい。

講 じ た 措 置
本減免について検討したところ、風致地区に指定された山林を対象とするものであり、使用収益の制限があり、担税力が低いことに着目した制度であるため、制度趣旨から見て地方税法第367条に規定される減免に該当すると考えられる。 なお、規定の方法については、他都市における同様の事例に係る規定の方法を調査するなど、今後も引き続き研究していく。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (8) 個別通達による減免 ① 京都府看護協会研修センターに係る固定資産税の減免について 【指摘事項】 担税力が薄弱な状況にない公益社団法人京都府看護協会に対する、個別通達による減免よりは、市税条例施行細則における課税免除としての検討をすべきである。

講 じ た 措 置
課税免除としての検討を行い、地方税法の解釈を記した固定資産税逐条解説等において公益性を理由とした減免措置も可能と解されていることから、引き続き減免によることとした。

指 摘 事 項
第２章 市税に係る軽減措置 第４ 監査結果 ５．固定資産税 （８）個別通達による減免 ② 京都エミナスに係る固定資産税の減免について 【指摘事項】 何故本市が購入の条件として、京都エミナスに係る固定資産税の減免を実施したのか明らかでないが、公益性の面からも問題が残る。よって、本個別通達による減免については、廃止の検討をすべきである。

講 じ た 措 置
本件施設に係る減免措置は、国有施設として非課税とされてきたことを踏まえ、経営主体の変更に伴う激変緩和措置等とすることを理由として講じられた平成 27 年度までの時限措置であり、同年度をもって終了するものとする。 なお、民営化に当たっては従前と同様の用に供することを条件に平成 27 年度分までの固定資産税を減免することとするという本市の考え方については、対外的にも述べてきているものであり、条件が守られている中で平成 26 年度分を廃止することは妥当でないと判断した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (1) 用途が自動販売機等 ① 自動販売機設置等における公募状況 【指摘事項】 自動販売機の設置に際しては，通知に従って，公募による入札を積極的に行われたい。

講 じ た 措 置
営利目的が認められるものについては，公募により価格を競わせることを可能とし，公有財産のより一層の有効活用を図っており，平成26年度に実施した調査では，平成25年度から新たに57台の自動販売機の設置について公募による選定方法を実施した。また，指摘事項を受け，平成21年2月25日付け理財局長通知を平成26年11月7日に改めて各局等に送付し，公募による入札を積極的に行うよう周知した。今後も公有財産をより一層活用できるよう努めていく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型 I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (2) 用途が駐輪場 ① 駐輪場全般について 【指摘事項】 放置自転車対策として本市の土地を活用する場合は，助成金制度及び指定管理者制度の活用を検討すべきであって，行政財産の使用料の減免の手法は，廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
駐輪場の整備及び管理については，状況に応じて，指定管理者制度，助成金制度，行政財産の目的外使用許可の中から，最適な手法を選択して行っている。 指摘事項について検討したが，行政財産の目的外使用許可による使用料減免については，民間事業者が本市の土地を活用して駐輪場を整備・管理するに当たって，必要な手法の1つであり，廃止は困難である。平成26年9月30日から，全市的な減免状況を公表しており，その中で駐輪場に係る使用料減免についても毎年度公表していくことで，減免による場合の透明性を確保していく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
1 類型 I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型
(2) 用途が駐輪場
② 京都市都市整備公社による駐輪場事業のための使用許可と減免
イ 先斗町自転車等駐車場について (No. 847, No. 999)
【指摘事項】 先斗町自転車駐車場は，その事業に高い公益性があることは認められるが，独立採算を行えることが十分に認められるので，使用料の減免については廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
平成 26 年度の使用料から，減免措置を廃止した。

指 摘 事 項
<p>第３章 公有財産の使用料等の減免</p> <p>第４ 監査結果</p> <p>１ 類型Ⅰ 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型</p> <p>（２）用途が駐輪場</p> <p>② 京都市都市整備公社による駐輪場事業のための使用許可と減免</p> <p>イ 先斗町自転車等駐車場について（No. 847，No. 999）</p> <p>【指摘事項】 京都市都市整備公社と協力して，先斗町自転車駐車場を指定管理者制度に移行させることを検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指定管理者制度は，本市が所有する「公の施設」の管理を指定管理者に行わせる制度である。</p> <p>指摘事項について検討したところ，先斗町自転車等駐車場は，一般財団法人京都市都市整備公社が本市の管理する土地を活用（目的外使用）し，施設の整備・管理を行っているものであり，指定管理者制度になじまないと考える。</p> <p>なお，使用料の算定については，今後も適切に行っていく。</p>

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途, 団体の類型
(2) 用途が駐輪場
② 京都市都市整備公社による駐輪場事業のための使用許可と減免
ウ 富小路六角自転車駐車場について (No. 810)
【指摘事項】 富小路六角自転車駐車場の使用料の減免の廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
平成26年度から, 使用料の減免を廃止した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型Ⅰ 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (2) 用途が駐輪場 ② 京都市都市整備公社による駐輪場事業のための使用許可と減免 ウ 富小路六角自転車駐車場について (No. 810) 【指摘事項】 京都市都市整備公社と協力して，富小路六角自転車駐車場を指定管理者制度に移行させることを検討されたい。

講 じ た 措 置
指定管理者制度は，本市が所有する「公の施設」の管理を指定管理者に行わせる制度である。 指摘事項について検討したところ，富小路六角自転車駐車場は，一般財団法人京都市都市整備公社が本市の管理する土地を活用（目的外使用）し，施設の整備・管理を行っているものであり，指定管理者制度になじまないと考える。 なお，使用料の算定については，今後も適切に行っていく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型 I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (2) 用途が駐輪場 ② 京都市都市整備公社による駐輪場事業のための使用許可と減免 エ 新京極公園自転車駐車場について (No. 842) 【指摘事項】 新京極公園自転車駐車場の使用料の免除に代わる手法を検討されたい。

講 じ た 措 置
駐輪場の整備及び管理については，状況に応じて，指定管理者制度，助成金制度，行政財産の目的外使用許可の中から，最適な手法を選択して行っている。 新京極公園自転車駐車場については，民間事業者が本市の土地を活用して駐輪場を整備・管理するに当たり，行政財産の目的外使用許可を行っているものである。平成 26 年 9 月 30 日から，全市的な減免状況を公表しており，その中で当該駐輪場に係る使用料の免除等の状況についても毎年度公表していくことで，透明性を確保していく。

指 摘 事 項
<p>第3章 公有財産の使用料等の減免</p> <p>第4 監査結果</p> <p>1 類型 I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型</p> <p>(2) 用途が駐輪場</p> <p>③ (株)アーキエムズによる駐輪場事業のための使用許可と減免</p> <p>イ 下京区総合庁舎における駐輪場及び駐車場について (No. 880)</p> <p>【指摘事項】 下京区総合庁舎における駐輪場及び駐車場について，収支黒字が見込めないことを理由に減免を行うのであれば，所管課は正確な収支見通し及び実績報告を確認し，行政財産のより適正な管理を心がけるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査結果を受け，直ちに(株)アーキエムズに資料の見直しを行うよう指示し，平成26年4月15日付けで，既提出の収支見通し及び実績報告の修正版と平成25年度の実績報告を受け取った。資料については，全て税抜表示に変更されており，正しく修正された資料であることを確認した。</p> <p>平成25年度の実績報告に添付された直近の収支見通しによると，現行の使用許可期間(平成25年度～平成27年度)内の収支累計は黒字に転ずることなく，平成31年度の黒字化が見込まれている。</p> <p>今後の目的外使用許可更新時には，その時点の収支見通しを精査し，黒字化が見込まれるようであれば，減免の適否を検討していく。</p>

指 摘 事 項
<p>第3章 公有財産の使用料等の減免</p> <p>第4 監査結果</p> <p>1 類型 I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型</p> <p>(2) 用途が駐輪場</p> <p>③ (株)アーキエムズによる駐輪場事業のための使用許可と減免</p> <p>イ 下京区総合庁舎における駐輪場及び駐車場について (No. 880)</p> <p>【指摘事項】 (株)アーキエムズに対する駐輪場等の運営のための行政財産の使用許可については，使用許可を行っている5施設全体で，減免の可否及び程度を検討する運用に改めることを検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項について検討したところ，使用許可を行っている5つの駐輪場については，駐輪場ごとに必要性や収益性を考慮し，相手方を公募して決定しているものであるため，使用許可を行っている5施設全体で使用料の減免の可否及び程度を決定することは妥当でないことを確認した。</p>

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (3) 用途が駐車場 ⑤ 洛西ニュータウンについて（普通財産，相手方京都市住宅供給公社） 【指摘事項】 京都市住宅供給公社に駐車場用地として貸し付けている土地について，時々の情勢を踏まえて，貸付料減額の廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘を受けた土地のうち，「ラクセーヌ駐車場敷地」については，平成26年度から減免を廃止した。引き続き，その他の土地についても，契約更新の時期に合わせ，適正な貸付料を検討していく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (3) 用途が駐車場 ⑥ 京北森林組合の駐車場（普通財産） 【指摘事項】 京北森林組合の駐車場として，普通財産の貸付料の減免の申請書等を提出し，適正な手続きを検討されたい。

講 じ た 措 置
<p>京北森林組合に対する貸付料については，現在，減免措置を行っているのではなく，後述の調整措置を行っているものであるため，指摘事項を受け，本件貸付料に対する調整措置の適用の適否について改めて検討を行った。</p> <p>貸付料については，土地等の貸付料が大幅に上昇した場合の激変緩和措置として，当該年度の貸付料が前年度の貸付料の1.05倍を超える場合，前年度の貸付料の1.05倍の額を当該年度の貸付料とする調整措置を設けていることから，調整措置は，本件貸付料のように本来額と貸付料の差額が大きいことを理由に適用されないというものではない。したがって，調整措置に替えて減免措置を行うべきではないと考える。</p> <p>今後とも，貸付料の算定及び貸付けについては適正に手続を行っていく。</p>

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
1 類型Ⅰ 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型
(4) 営利企業に対するもの
① 銀行に対する減免（行政財産 所管課：行財政局庁舎管理課）
【指摘事項】 所管課独自の見解で，本市の減免手続を省略することは改められた い。

講 じ た 措 置
指定金融機関に対する行政財産の目的外使用許可については，これまでは公金業務を取り扱っていることを勘案し，使用面積の半分を使用料の積算面積から除外していたが，平成26年度の使用許可から，新たに使用料減免申請書を提出させ，使用者からの減免申請に基づき使用面積全体にて使用料を算出する形に改めた。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 1 類型I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型 (5) 個人に対するもの ③ 個人遺贈物件について（行政No. 104） 【指摘事項】 遺贈物件を法定相続人に貸付料を減免して貸し付ける行為は，課税されないことに協力することにもなりかねない性質を有することから，当該減額の見直しを検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘事項を受け，改めて内容を検討した。 当該貸付けについては，遺贈者の姉との協定に基づき実施しているものであり，協定書において経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは賃料を変更できるとしているが，本市が遺贈を受けて以降，これに該当する特段の事情等はないため，当該貸付料の見直しは困難であると判断した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 3 類型Ⅱ 固定資産税の人的非課税類型 (1) 国に対するもの 【指摘事項】 地方財政法第24条の規定に鑑み、国に対する使用料の減免は取りやめ、国に対する使用料等の減免はしないように検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘事項を受け、改めて内容を検討した。 地方財政法第24条では「国が地方公共団体の財産又は公の施設を使用するときは、当該地方公共団体の定めるところにより、国においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該地方公共団体の議会の同意があったときは、この限りでない。」とあり、国に対する使用料については、原則、有償と考えている。 ただし、許可事例のような防災関連の小規模な案件などについては、公益性が高くかつ減免額も少額であり、また、目的外使用許可の使用料の減免に関する事項については、議会での議決を経て定められた京都市公有財産及び物品条例で定めていることから、本市許可事例については全て上記ただし書きに該当し、適当なものであると考えている。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 3 類型Ⅱ 固定資産税の人的非課税類型 (2) 京都府に対するもの ① 使用貸借について 京都こども文化会館（普通財産） 【指摘事項】 使用貸借契約を締結する場合であっても、貸付料の本来額や減免額 が分かる形による契約を締結するなど本来額や減免額が明確にな る方法で事務を行うことを検討されたい。

講 じ た 措 置
減免による支援の程度について説明責任を果たし、市有不動産使用に係る透明性・公平性を高めることを目的として、平成26年9月30日から、本市ホームページにおいて減免状況を毎年度公表することとした。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 3 類型Ⅱ 固定資産税の人的非課税類型 (2) 京都府に対するもの ② 覚書による相互無償提供について 【指摘事項】 府民総合交流プラザ（京都テルサ）用地及び周辺環境整備用地の免除については、使用料の相互無償提供により事業経費を不当に少なく見せているため、取りやめを含めた検討をされたい。

講 じ た 措 置
府民総合交流プラザ（京都テルサ）用地及び同周辺環境整備用地と京都コンサートホール用地との相互無償貸付けに関しては、それぞれの事業の公共性を認めるという政策的な判断により契約を締結し、それぞれが用途を限定して実施しているものである。平成 26 年 9 月 30 日から、全市的な減免状況を公表しており、その中で当該案件についても毎年度公表していくことで、より正確な情報を提供し、一層の説明責任を果たしていく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 3 類型Ⅱ 固定資産税の人的非課税類型 (2) 京都府に対するもの ③ 府立高校敷地 (普通財産) 【指摘事項】 東稜高校の敷地の2分の1を本市が取得した件は地方財政法第27条違反にはならないと、自治省にも確認を取っているとのことについて、この確認は昭和51年当時のものであり、現状の無償に等しい低額の貸付を長期間継続することを前提としたものではない。再度、現在の状況の適法性について、総務省(旧自治省)に確認を取られたい。

講 じ た 措 置
平成26年7月に、総務省自治財政局調整課に対して、本市取得用地の府立学校用地としての使用について、地方財政法第27条に抵触するか確認したところ、個別具体的な経過等を踏まえて検討・判断する必要があるとのことであった。総務省への確認結果を精査のうえ、引き続き、貸付料の適正化に向け、京都府との協議を進める。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 3 類型Ⅱ 固定資産税の人的非課税類型 (2) 京都府に対するもの ④ 元市警財産(普通財産 所管課：行財政局財産活用促進課) イ 減免申請書が徴収されていないことについて 【指摘事項】 警察法附則第13項によるものであっても、公有財産の使用料等の減免において、本市の減免申請書等の所定の手続きはされるべきである。

講 じ た 措 置
平成26年4月1日以降の貸付更新時に、市有財産更新借受申込書と併せて借受料・延滞料減免申請書の提出を求め、所定の減免手続を行った。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 3 類型Ⅱ 固定資産税の人的非課税類型 (2) 京都府に対するもの ④ 元市警財産(普通財産 所管課：行財政局財産活用促進課) ウ 一ノ井警察職員住宅 【指摘事項】 一ノ井警察職員住宅の減免の取り止めを検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘事項を受けて、平成26年度の契約締結時に、一ノ井警察職員住宅については、実態として待機宿舎の機能を果たしていることを京都府警察本部に改めて確認したことから、引き続き、待機宿舎に準じた取扱いとして貸付料を免除している。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (1) 用途が病院・診療所 ② 洛西ニュータウン病院 【指摘事項】 洛西ニュータウン病院に対する使用料の減免の取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
平成22年度に洛西ニュータウン病院と交わした確認書のとおり、平成25、26年度については全額徴収に向けた暫定処置期間として50%減額としており、平成27年度から減免廃止とする。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (1) 用途が病院・診療所 ④ 保健センターの使用許可について 【指摘事項】 保健センターの使用料は本来診療報酬でまかなうべき性質のものであり、いつまでも減額を行うことは合理的ではない。特段の事情がない限り使用料の減額の廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
毎年度、減免を行うに当たっては、経営状況が分かる書類の提出を求め、診療報酬等、通常診療所の収入状況だけでは、赤字等の状況で事業継続が難しいかを確認したうえで、減免を行っている。 平成25年度には、当該見直しにより、三条診療所の減免を取りやめた。 平成26年度についても、診療所運営が赤字であることを確認したうえで減免を実施した。 今後も引き続き診療所の運営に係る財務状況を確認し、使用料の決定を行っていく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (2) 大学に対するもの ② 京都精華大学 (マンガミュージアム, 普通財産) 【指摘事項】 喫茶・売店は収益事業であるため、当該部分は、貸付料の徴収を検討されたい。

講 じ た 措 置
<p>マンガミュージアムは、京都市と京都精華大学が共同で運営する、我が国初のマンガ文化の総合的拠点である。両者の共同運営であることから、大学側のみに負担を求めるのは適切ではなく、貸付料を免除しているものである。</p> <p>また、同ミュージアムは、マンガ資料を収集・保存し、研究するとともに、博物館・図書館、生涯学習、新産業創出、人材育成の各機能を有し、各機能に応じた様々な事業を展開している。喫茶・売店は収益事業ではあるものの、各機能の一つとして実施している事業であることから、当該事業のみから貸付料を徴収することは適当でなく、施設全体の収支を踏まえて検討したところ、平成25年度実績における収支状況については、開館当初から引き続き、赤字であることを確認した。</p>

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (2) 大学に対するもの ② 京都精華大学 (マンガミュージアム, 普通財産) 【指摘事項】 マンガミュージアムとしての収支状況を確認し, 妥当な減免率を検討されたい。

講 じ た 措 置
マンガミュージアムの運営に係る収支については, 開館当初から赤字となっており, 平成25年度実績における収支状況を確認したところ, 引き続き赤字であった。この間の累積赤字が解消され黒字運営となった際には, 黒字額に応じた減免率の設定を検討していく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (2) 大学に対するもの ② 京都精華大学 (マンガミュージアム, 普通財産) 【指摘事項】 1億円を超える減免額であり, マンガミュージアムとしての収支状況を経費の内訳等も含めて, 市民に公表することを減免の条件とするような検討をされたい。

講 じ た 措 置
平成27年度以降, 前年度の収支概要をホームページで公表することとした。 なお, 平成26年9月30日に, 全市的な減免状況を公表しており, その中でマンガミュージアムに係る減免状況についても毎年度公表していく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (2) 大学に対するもの ③ 公立大学法人京都市立芸術大学 (普通財産) 【指摘事項】 本部棟及び大学会館内の転貸部分については、転貸契約ではなく業者との直接契約し、収益事業であるため貸付料の徴収を検討すべきである。

講 じ た 措 置
<p>公立大学法人設置の目的は、魅力ある大学づくりを目指し、大学の自主性・自律性を発揮できる仕組みを作ることにあるため、食堂等の設置についても、食堂事業者からの使用料徴収の是非に限らず、食堂設置の場所や規模、内容、設置の是非も含め、法人自らが運営上の合理的な判断を行うべきものと考えている。</p> <p>指摘事項について検討したところ、建物の一部を食堂スペースとして切り出して、本市と事業者が直接賃貸契約を締結することや、食堂スペースを利用して本市が収益を上げることは、法人設置の目的に沿わないため、引き続き現在の契約関係を維持することとした。</p> <p>なお、食堂等の設置については、不動産相互使用貸借契約書第4条に定める指定用途である芸術大学の設置、管理及び運営並びにこれに付帯する大学業務の用途から逸脱したものではないため、本件は公有財産の管理に支障を来すものではなく、引き続き適正に管理していく。</p>

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ① 貸付けの相手先が保育園の場合 (普通財産 所管課：保健福祉局保育課) ア 調査票に記載誤り (No. 228) 【指摘事項】 調査票は公有財産の貸付状況を把握するために重要な管理資料である。その記載に関しては正確に行われたい。 使用料の減免に係る書類の管理に対するチェック機能を強化, 充実されたい。

講 じ た 措 置
本市が毎年度作成している公有財産の貸付けに関する調査票に記載されている契約者(法人の代表者)の記載誤りが指摘されたため、当該誤りを修正のうえ、保健福祉局保育課が所管する公有財産の貸付けの相手方の情報について総点検し、他に誤りがないことを確認した。 また、貸付けの情報については、公有財産システムに入力しているため、調査票と公有財産システムに登録されている内容も突合し、チェック機能を強化, 充実することとした。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ② 貸付の相手先が老人施設である場合 ア (福) 市原寮への貸し付けについて 【指摘事項】 特別養護老人ホーム花友しらかわ等用地貸付料 22,670 千円の免除の廃止を検討されたい。 貸付対象土地の運営法人等への売却についても検討されたい。

講 じ た 措 置
平成 25 年度から有償貸付けに変更し、貸付料を徴収することとしており、貸付けの相手先法人との協議の結果、平成 26 年度から、貸付料の減額率を 50%から 25%に引き下げた。 なお、貸付対象土地の売却については、相手先法人の意向及び本市財政への影響を考慮し、引き続き検討を行っていく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ② 貸付の相手先が老人施設である場合 イ (福) 健光園への貸し付けについて 【指摘事項】 貸付料の全額免除の廃止を検討し、相手方の自立に向けた取組を指導されたい。

講 じ た 措 置
平成25年度から有償貸付けに変更し、貸付料を徴収することとしており、貸付けの相手先法人との協議の結果、平成26年度から、貸付料の減額率を50%から25%に引き下げ、自立を促した。

指 摘 事 項
<p>第3章 公有財産の使用料等の減免</p> <p>第4 監査結果</p> <p>4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型</p> <p>(3) 社会福祉法人に対するもの</p> <p>② 貸付の相手先が老人施設である場合</p> <p>ウ 調査票の金額の記載誤りや、収入印紙の貼り付けのない土地賃貸契約書</p> <p>【指摘事項】 調査票等は、使用料を把握するために重要な管理資料である。金額の記載に関しては、正確に行われたい。</p> <p>印紙税の納税義務者は、相手方であり、市に納税義務はないが、書類の管理上のミスといえ、使用料の減免に係る書類の管理に対するチェック機能を充実化されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>適正な事務処理について、平成26年4月25日の職場ミーティングを通じ所属長から全所属職員に対して周知を行う等、注意喚起を行うとともに、書類の管理については複数職員によるダブルチェックを行う等の対策を講じている。</p> <p>なお、平成26年度分については、公有財産の貸付けに関する調査票の金額の記載は、正確に行った。</p>

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ③ 使用許可・貸付けの用途が障害者支援施設など ウ (福) 京都総合福祉協会への貸し付け 【指摘事項】 印紙税の納税義務者は、相手方であり、市に納税義務はないが、書類の管理上のミスといえ、使用料の減免に係る書類の管理に対するチェック機能を充実化されたい。

講 じ た 措 置
相手方に、平成26年度の契約書から収入印紙の貼付を指導している。その他、契約時の書類について、必要事項に漏れがないか、複数名で確認する等、チェックの強化を図っている。 なお、平成26年度の契約書については、収入印紙が貼付されたものを受領した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ④ 使用許可・貸付けの相手先が福祉サービス協会の場合 【指摘事項】 京都福祉サービス協会への使用料の免除を取りやめ、対象土地の売却を検討されたい。

講 じ た 措 置
平成25年度から、京都福祉サービス協会の高野事業所の事務室使用料の免除を廃止しており、平成26年度からは本部事務所の事務室使用料の免除も廃止した。 特別養護老人ホーム等の用地として貸し付けている土地については、売却に向けた手続及び協議を行っていくこととした。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (4) 各種組合・農協に対するもの ② 京都市農業協同組合（JA京都）及び京都中央農業協同組合に対する減免 【指摘事項】 京都市農業協同組合に対する使用料，貸付料の減免の取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
指摘事項を受けて改めて検討したところ，農業協同組合は，農業生産力の増進と農業者の経済的，社会的地位の向上を目的とした公共的団体であり，地域の農業振興の活動拠点として公益的な利用に供されているため，貸付料の減免については，可能であると考えられた。今後とも農業協同組合の使用内容や収支状況等を勘案し，減免の必要性について検討していく。

指 摘 事 項
4. 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (4) 各種組合・農協に対するもの ③ 全国労働者共済生活協同組合連合会 全労済に対する貸付料の減免の取り止めを検討されたい。

講 じ た 措 置
全国労働者共済生活協同組合連合会の土地賃貸借契約が平成26年9月25日で期限を迎えたため、契約更新に当たり、当該団体の公益性を踏まえ検討した結果、4年かけて減額率を現行の90%から50%に見直す契約を締結した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (4) 各種組合・農協に対するもの ⑥ すし市場 【指摘事項】 当行政財産の貸付料の算定について、格差修正を採用しない通常 の金額（1,300千円）への訂正を検討すべきである。

講 じ た 措 置
訂正の要否について検討したところ、当該施設の賃貸料については、平成24年1月25日付け行財政局財政担当局長通知に従い、適正に事務処理を行った結果、外部専門家の不動産鑑定士により算定されたものであり、適正なものであることを確認した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型
(1) 公益財団法人，公益社団法人などに対するもの
① 公益財団法人京都市体育協会（行政財産 所管課：文化市民局市民スポーツ振興室）
【指摘事項】 公益財団法人京都市体育協会の事務所設置に使用料の減免は，団体の公益性と財政状態を考慮して，廃止を含めて検討をすべきである。

講 じ た 措 置
本市が使用許可及び使用料の減免を行っている公益財団法人京都市体育協会（以下「協会」という。）の事務所については，協会本部業務部分と指定管理業務部分に区分される。このうち協会本部業務部分について，平成26年度分から使用料を徴収することとした。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型
(1) 公益財団法人, 公益社団法人などに対するもの
② 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(普通財産 所管課:文化市民局文化芸術企画課)
【指摘事項】 京都市交響楽団練習場の貸付料について,「覚書」が取り交わされていても条例の規定に基づき,本来の手続きに則って減免申請書を徴取しそのうえで減免の決定はなされるべきである。

講 じ た 措 置
当該貸付料については,平成26年度から減額を取りやめた。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型 (1) 公益財団法人，公益社団法人などに対するもの ③ こどもみらい館（行政財産） 【指摘事項】 教育委員会が管理する「教育財産」について，合議しないというの は不適切であり，公有財産の規定にしたがって合議をすべきであ る。

講 じ た 措 置
京都市公有財産規則第44条第1号及び公有財産事務の手引に基づき，合議することとし，また，平成26年5月8日の教育委員会内の庶務担当係長会において，各所属に対して，周知を行った。

指 摘 事 項
5. 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型 (1) 公益財団法人, 公益社団法人などに対するもの ④ 公益財団法人京都労働者総合会館 京都労働者総合会館に対する土地の貸付料の減免は, 利用状況に応じた減免を検討すべきである。

講 じ た 措 置
公益財団法人京都労働者総合会館との土地賃貸借契約が平成26年9月25日で期限を迎えたため, 契約更新に当たり, 当該団体の公益性を踏まえ検討した結果, 4年かけて減額率を現行の90%から50%に見直す契約を締結した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型 (2) 一般財団法人，一般社団法人などに対するもの ③ 宇多野ユースホステル 【指摘事項】 一般財団法人京都ユースホステル協会に対する使用料の免除は，取りやめを検討されたい。

講 じ た 措 置
平成25年度までは，公益的な団体であり，指定管理業務以外であっても公共事業の用に供されているとして使用料を免除してきたが，指摘事項等を踏まえ，平成26年度から，新たに使用料を徴収することとした。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免
第4 監査結果
5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型
(2) 一般財団法人, 一般社団法人などに対するもの
⑤ みかげ会館
【指摘事項】 「普通財産貸付台帳」の記載について, 記載漏れをなくし, 正確な記載をするように管理されたい。

講 じ た 措 置
「普通財産貸付台帳」の記載を見直し, 貸付料等の記入漏れを是正した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 5 類型Ⅳ 固定資産税が一定の場合に非課税となる類型 (2) 一般財団法人, 一般社団法人などに対するもの ⑥ (独) 都市再生機構に対する免除 【指摘事項】 契約書にある「相殺による長期無償相互提供を認める条項」を撤廃するように検討されたい。

講 じ た 措 置
撤廃の要否について検討したところ, 当該契約については, 独立行政法人都市再生機構と本市の使用割合に応じて, 同一敷地内で同一面積の土地を相互に貸借し, 対等な金額となる契約を締結しているものであったため, 今後とも, 使用割合の変動等がある場合には協議を行っていく。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 6 類型V その他の類型 (1) 温水プール 【指摘事項】 2つの温水プールの建物の貸付料の免除については、事業の状態を正しく把握・公開するために、貸付料を徴収するという形態に改め、同プールに対して補助金を交付する方法を検討すべきである。

講 じ た 措 置
<p>東温水プールについては平成25年1月に閉鎖しているため、やまごえ温水プールの運営事業に関して、包括外部監査人が提示した方法も含めて検討を行ったところ、事業の透明性や公開という点からは、補助金を交付し予算書において事業の状況を記載することと比べて、事業の実施内容及び収支状況について広く市民に対して公開することが、より直接的かつ効果的であると考えられた。</p> <p>したがって、事業の状態を正しく把握したうえ公開するという観点から、プール事業の決算状況、建物の貸付料については京都市公有財産及び物品条例に基づき減免を受けている事実及びその減免額を、平成26年11月から、やまごえ温水プールの事業を説明している本市ホームページ内において公開することとした。</p>

(市税及び公有財産に関する軽減措置等－ 1)

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等
1 外郭団体への公有財産の貸付料等及び市税の軽減
(1) 社会福祉法人京都福祉サービス協会
【指摘事項】 社会福祉法人京都福祉サービス協会事務室に関する使用料の減免について、廃止の検討をされたい。

講 じ た 措 置
平成 25 年度から京都福祉サービス協会の高野事業所の事務室使用料の免除を廃止しており、平成 26 年度からは本部事務所の事務室使用料の免除も廃止した。

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等
1 外郭団体への公有財産の貸付料等及び市税の軽減
(2) 京都市住宅供給公社
③ 京都市住宅供給公社に対する税の免除，貸付料等の減免
ウ 公有財産の貸付料等の減免 － その他
【指摘事項】 「平成の京町家」モデル住宅展示場，駐車場について，使用料の減額の取りやめを検討すべきである。

講 じ た 措 置
平成の京町家の普及促進を図るため，平成24年11月に平成の京町家モデル住宅展示場を開設し，展示場・駐車場敷地については，運営者である住宅供給公社に使用許可しているものである。
展示場・駐車場敷地の使用料については，京都市公有財産及び物品条例第2条第4項第4号及び平成8年2月7日付け理財局長通知に基づき，平成の京町家の普及促進を目的とした本市の事業を実質的に補佐しているほか，隣接する公共的な広場との一体的な利用により，不特定多数の市民が利用し，極めて公共性が高いと認められる「本市が設置する平成の京町家普及センター，共用通路，共用便所」部分のみを免除としており，出展事業者が営業活動を行う「出展区画」部分及び駐車場の使用料については，免除していないことから，その減額措置の在り方について，特段，見直す必要があるものはなかった。
なお，展示場・駐車場敷地の使用料については，50%減額しているものではなく，前述のとおり使用料の免除を行った結果，全体として概ね50%減の金額となったものである。

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等
1 外郭団体への公有財産の貸付料等及び市税の軽減
(2) 京都市住宅供給公社
③ 京都市住宅供給公社に対する税の免除, 貸付料等の減免
ウ 公有財産の貸付料等の減免 - その他
【指摘事項】 京都市住宅供給公社に対するその他の貸付料等について, 本来額の算定基準が低いため, 公募により難しい場合以外は, 公募を検討されたい。

講 じ た 措 置
京都市住宅供給公社に目的外使用許可している市営住宅敷地上の自動販売機は, 市営住宅入居者の日常の利便性の向上のためのみならず, 災害時の非常用飲物の確保を目的に設置しているものであり, 市営住宅の管理を行っている同公社が, 施設等の被害状況の把握と合わせて災害時の非常用飲物の無償提供に係る判断を行うことにより, 迅速で的確な対応が可能となるものである。また, 市営住宅敷地への自動販売機の設置に際しては地元自治会等と調整を行う必要があり, これらの調整から設置, 設置後に発生する問題への対応までを, 日頃から地元自治会等との連絡を密にしている同公社が一体的に行うことが適切である。このため, 当該案件は公募により難しく, 市営住宅のより適切な維持管理という観点から, 同公社が自動販売機を設置しているものである。
今後も, 指摘の趣旨を踏まえながら, 新規案件で公募可能なものについては, 積極的に公募を検討していく。

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等 1 外郭団体への公有財産の貸付料等及び市税の軽減 (3) 一般財団法人京都市都市整備公社 【指摘事項】 一般財団法人京都市都市整備公社に対する駐輪場、駐車場及び事務室等に対する使用料の減免の廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
普通財産を貸し付けているものについては、平成 25 年度から貸付料の減免を廃止している。 また、行政財産の使用許可を行っているものについても、使用料の減免の必要性について検討し、富小路六角自転車駐車場、先斗町自転車駐車場について、平成 26 年度から使用料の減免を廃止した。

指 摘 事 項
<p>第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等</p> <p>2 京都ドイツ文化センターに対する軽減措置</p> <p>(3) 京都ドイツ文化センターの土地に係る貸付料の免除（普通財産 所管課：文化市民局文化芸術企画課）</p> <p>【指摘事項】 普通財産を貸付けるにあたり、その使用料の減免については財産の使用目的によって判断している。従って、貸付後も適宜貸付財産が目的どおりに使用されているかを確認し、目的の変更があった場合には、契約の見直しを検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都ドイツ文化センターの土地の貸付けに係る当初目的は、日本国とドイツ連邦共和国の文化交流に関する活動を推進するためであり、貸付料については、両国の円滑な文化交流の促進を図るという理由により免除をしている。</p> <p>平成26年9月に、現地を視察し、確認した結果、貸付物件の用途は、1階がカフェ等、2階が招へいアーティストの滞在スペース兼アトリエであり、当初どおりの目的により使用されていると認識している。</p> <p>今後も、現地視察も含め、適宜確認を行い、状況に応じて必要な検討を行う。</p>

指 摘 事 項
第5章 まとめ 2 公有財産の使用料等の減免に関する現行制度上の課題 (1) 公有財産の使用料等の減免に関する基準 【指摘事項】 平成8年理財通知(3)に示している「公共的団体」の定義の見直しを検討すべきである。

講 じ た 措 置
<p>指摘事項について検討したところ、平成8年理財通知(京都市における公有財産の使用料等に係る減免の取扱いについて(平成8年2月7日付け理財局長通知)をいう。)に示す「公共的団体」については、次のとおり、京都市公有財産及び物品条例第2条第4項における「公共的団体」を具体的に示したものであり、監査結果に記載されている「減免できる最低条件を公有財産条例よりも広げる方向となっている」ものではないことを確認した。</p> <p>京都市公有財産及び物品条例第2条第4項</p> <p>次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。(第2号以下略)</p> <p>平成8年理財通知(抜粋)</p> <p>(3) 各号に掲げる要件の具体的な取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>ア 第1号関係</p> <p>「公共的団体」とは、地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体より広い意味でおよそ公共的活動をする団体をすべて含む(法人に限らない。)。例えば、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉法人、赤十字社等の厚生社会事業団体、体育会、PTA等の文化教育事業団体、町内会、自治会等住民又は地域内世帯を原則として網羅している団体等である。</p>

指 摘 事 項
第5章 まとめ 2 公有財産の使用料等の減免に関する現行制度上の課題 (2) 貸付料等の算定及び減免の基準 【指摘事項】 減免率については基準を明確にし、自由に減免率を決定しないように規制をすべきである。

講 じ た 措 置
平成8年2月7日付け理財局長通知において、減免率については原則50%を上限とし、免除については、本市の事務若しくは事業を実質的に補佐し、若しくは代行するなど極めて公共性が高い場合又は本市の事務若しくは事業と密接な関係を有し、本市の事務若しくは事業の遂行上免除することが特に必要があると認められる場合に限るものとしており、減免率の基準については既に明確にしている。また、減免する場合は行財政局財産活用促進課に事前協議及び合議を義務付けており、自由に設定できない仕組みになっており、既に減免しているものについても、社会情勢等の変化に応じて適宜見直すこととしている。

指 摘 事 項
第5章 まとめ 2 公有財産の使用料等の減免に関する現行制度上の課題 (3) 新公有財産管理システムへの移行の不徹底 【指摘事項】 教育委員会の所管する行政財産及び普通財産について、正しく「行政財産の使用許可に関する調査票」に掲載されているか確認すべきである。特に元小学校及び元中学校については、すべての使用料及び貸付料について、確認するように検討すべきである。

講 じ た 措 置
平成 26 年度の調査表作成に当たり、システムへの入力漏れに起因する調査票の不備を防止するため、使用許可等の決裁が担当者から回議される度に、システムへの入力漏れがないかを係長が確認することとした。また、定期的に再度決裁情報とシステム情報を担当者と係長で確認することで二重に確認行為を行うこととした。これにより、教育委員会の所管する行政財産及び普通財産について、正しく平成 26 年度の調査票に掲載されている。

指 摘 事 項
第5章 まとめ
3 市税及び公有財産の両制度に関する課題
【指摘事項】 公有財産の使用料等の減免について、全て公開を検討すべきである。

講 じ た 措 置
減免による支援の程度について説明責任を果たし、市有不動産使用に係る透明性・公平性を高めることを目的として、平成26年9月30日から、本市ホームページにおいて減免状況を毎年度公表することとした。

2 平成 24 年度包括外部監査（平成 25 年 3 月 29 日監査公表第 677 号）

（各補助金等に対する監査結果－ 1）

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【3】 公益性の必要がある補助金かどうかの検討</p> <p style="text-align: center;">No. 234 戦没者遺族援護事業補助金 2,000 千円</p> <p>【指摘事項】 補助金要綱や制度の整備を行い、目的・事業内容・交付手続等を現状に適合したものへの改正を検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金要綱について、目的や事業内容等が現状に即したものとなるよう改正を行い、平成 26 年 4 月 1 日付けで施行した。あわせて、事業内容に応じた補助金額となるよう平成 26 年度から補助金額を 2,000 千円から 1,600 千円に見直した。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等</p> <p>② 少額な補助金等，収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか</p> <p>No. 149 京都市鶏病自衛防疫補助金 8 千円</p> <p>【指摘事項】 補助金で実施しなければならないような金額かどうか，補助金の効果等を検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市鶏病自衛防疫補助金については，自衛防疫の重要性の普及啓発を実施したことにより，本人負担による鶏病ワクチン接種の定着が図れたため，平成 26 年度から予算措置を廃止した。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【10】 補助金交付先団体への指導・監督はされているか</p> <p style="text-align: center;">No. 475 私立幼稚園就園奨励費（教材費補助を含む） 1,317,714 千円</p> <p>【指摘事項】 幼稚園に対する指導監督の厳格化のため、保育料を減額したことを証明する書類等の保存ができていないか、また申請額が確実に保護者に支払われているかどうかを確認する機会を増やすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>私立幼稚園就園奨励費については、これまでは、幼稚園からの実績報告書の提出を受け、支出を確認していた。平成 25 年度分からは、従来の方法に加えて、適正に執行されているかどうか、現地調査を実施し、保護者が幼稚園に提出する「保育料等減額確認書」の保存状況及び保護者への支払状況を、複数の職員で確認するよう改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【11】 補助金交付先団体との人的関係の解消はされているか</p> <p style="text-align: center;">No. 57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金 22,633 千円</p> <p>【指摘事項】 専務理事の役員報酬は補助金によって賄われているので、最少の経費で維持管理していくべきであるため、特段の重要事項がない限り、新たな雇用は原則として不必要であることを前提に検討されるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>専務理事については、平成 25 年度から引き続き雇用しておらず、平成 26 年 2 月 26 日に開催された財団法人京都市立浴場運営財団（現一般財団法人京都市立浴場運営財団）の理事会において、同財団が平成 26 年度末で解散することが議決されたため、存続期間も 1 年と短く、今後、新たに専務理事の雇用は行わないよう、財団に対し指導した。</p> <p>また、専務理事を雇用していないため、平成 25 年度から、補助金対象額から専務理事の報酬額に相当する額を減額した。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【13】 実績報告書の内容は適切か</p> <p>① 収支計算書の内容の不備</p> <p style="padding-left: 2em;">No. 492 京都市立学校校長会及び幼稚園長会補助金 8,943 千円</p> <p style="padding-left: 2em;">【指摘事項】 補助金の実績報告書に交付団体の決算書の添付を求め、また、経費支出に係る領収書を整備させ、事業趣旨に沿った経費の執行状況を確認すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>実績報告書に添付させている収支決算書について、交付団体の事業の全体像が把握できるよう、自主財源及び補助金を合わせた収支を明記するよう様式を変更するとともに、執行状況を確認するため、補助金の経費支出に係る領収書等の確認を行った。</p>

3 平成 23 年度包括外部監査（平成 24 年 3 月 29 日監査公表第 667 号）

（上下水道局－1）

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>（7）水環境保全センターの施錠管理について（結果）</p> <p>鳥羽、吉祥院及び伏見の各水環境保全センターへの視察を実施した際、入出門に関しては録画装置付きの監視カメラを設置しているものの、入口には守衛を配置しておらず、また、電気室等の施錠がされていないケースや扉が開放されているケースが散見された。さらには、機械装置の制御室では、施錠のできない設計となっているものもみられた。</p> <p>「テロ対策という観点からは、浄水場に比して危険性が少ないため、従来から現状の監視体制のみの対応を行ってきた。」との説明を受けているが、どの水準で対応が求められるかについての局内での検討やそれに基づく安全管理規程等の整備がなされていないことは問題である。また、このような状態では、例えばセンター内に関係者以外の者が侵入し、事故等が発生する可能性も否定できず、安全管理上問題である。早急な体制の整備が求められる。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 24 年度に水環境保全センターにおいて、外部からの不正侵入者による事故等を防止するために必要な事項を取りまとめた「水環境保全センター 安全管理指針」を策定した。</p> <p>平成 25 年度には、4 月 10 日に安全管理指針説明会を開催し、センター入出門の運用方法や入退場の管理、危険箇所の施錠管理など安全管理指針の内容について、各水環境保全センターの所長等に対して周知徹底を行った。また、安全管理指針に基づき、外部からの出入りを原則正門とし、他の門を常時閉鎖するため、鳥羽及び伏見水環境保全センターにおいて、入出門の一部を電子キーで開錠が可能な職員専用通用門に改良するとともに監視カメラの設置を行った。加えて、各水環境保全センターにおいて、不審者への注意喚起のため門扉に防犯カメラ作動中の警告看板の設置等を行うとともに、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所、伏見及び石田水環境保全センターにおいては、事務所に監視モニターを設</p>

置し、これまでの中央監視室に加えて事務所からも監視ができるようにするなど、改善対策を順次実施して、セキュリティー強化を図っている。

また、平成 26 年度には、鳥羽水環境保全センターにおいても、事務所に監視モニターを設置する。

指 摘 事 項
4. 会計に係る監査の結果及び意見 (4) 未払利息について (結果) 法では、適正な期間損益計算のため、発生主義による会計処理を求めている。 ところが、利息の支払日から年度末日までの経過期間に発生している未払利息の計上がなされていなかった。より適正な財政状態を開示するために、原則どおり発生主義会計に立ち戻り、未払利息を計上する必要がある。なお、平成 22 年度においては、未払利息 314 百万円の計上が必要であった。

講 じ た 措 置
未払利息については、平成 26 年度予算から負債として計上した。 (参考) 平成 26 年度未払利息算定額 234,513 千円 (水道) 402,751 千円 (下水道)

(監査事務局)